# 自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

１　名称

自家用電気工作物保安管理業務委託

２　業務目的

本業務は、発注者である逗子市が、受注者に、逗子市環境クリーンセンター内の自家用電気工作物（以下「設備等」という。）を、関係法令等に基づき、保安管理業務の他、付帯業務（以下「業務」という。）を委託するものである。

３　履行場所

逗子市池子４丁目 956 番地　（逗子市環境クリーンセンター内）

４　契約期間

令和７年７月１日から令和８年３月 31 日まで。

５　受注者の資格要件

（１）電気事業法施行規則（平成７年通商産業省令第 77 号）第 52 条の２に規定する要件を満たしていること。

（２）入札参加申込日以前３年以内に官公庁発注の自家用電気工作物保安管理業務の元請実績を１回以上有していること。

（３）入札日以前の過去５年以内に、指名停止処分、行政処分を受けていないこと。

（４）保安業務従事者は、第三種電気主任技術者同等以上の資格を有する者であって、高圧及び低圧電気設備の保守管理に必要な知識と経験を持つ者であり、入札参加申込日において、受注者と３ヵ月以上の継続的な直接雇用関係である者を選任することが可能であること。

（５）神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号。）及び、逗子市暴力団排除条例（平成 23 年逗子市条例第 15 号。）で定める、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配法人等に該当していないこと。

６　業務対象設備等

（１）事業場①　環境クリーンセンター

①受電設備

（ア）設備容量　１，６３０ＫＶＡ

（イ）受電電圧　３φ　６，６００Ｖ　　５０Ｈｚ

②発電設備（非常用）

（ア）定格容量　１００ＫＶＡ

（イ）定格電圧　３φ　４００Ｖ　　５０Ｈｚ

（ウ）原動機種類　ディーゼル

（２）事業場②　容器包装プラスチック中間処理施設（令和２年４月更新）

①受電設備

（ア）設備容量　９２ＫＶＡ

②発電設備（常用）

（ア）定格出力　１２５ＫＶＡ

（イ）仕様　三相　２００Ｖ　３６１Ａ　５０Ｈｚ　８０％　４Ｐ

（ウ）原動機種類　ディーゼル

③給電設備（令和３年３月稼働）

（ア）旧缶びん選別処理施設建屋内　三相変圧器

１次側電圧：４００Ｖ、２次側電圧：２１０Ｖ、２次側電流：２１０Ａ以下

７　業務内容

（１）受注者は、電気事業法、同施行規則に基づく月次点検、年次点検等を行うものとする。

（２）受注者は、月次点検（毎月１回　履行期間中９回）を実施するものとし、点検日は、可能な限り等間隔になるように設定するものとする。

（３）受注者は、年次点検（履行期間中１回　月次点検を含む）を実施するものとし、点検日は、施設が休止している日曜日とし、日程は双方で協議するものとする。

（４）本業務に係る各点検項目については、別表１のとおりとする。

（５）受注者は、緊急対応を除き、月次点検は年末年始及び、正午から午後１時までを除く月曜日から金曜日までの午前８時 15 分から午後５時 00 分までとし、やむを得ずこの時間外に点検する場合は、事前に発注者と協議するものとする。

（６）受注者は、設備等の維持管理について必要な点検、測定、試験、清掃を実施するものとする。なお、主変電設備及び第二変電設備内の清掃については、年次点検時に実施するものとする。

（７）受注者は、設備等が、法令等で定める技術基準の規定に適合しない事項または適合しない恐れがある場合及び、設備等に異常が発生し、または発生する恐れがある場合は、直ちに調査を行い、原因究明をするとともに応急対応措置を行い、その結果を発注者に報告するものとする。

（８）受注者は、関係法令等に基づく申請、変更等に係る、関係機関への届出等が必要な場合は、そのすべての書類作成、提出等、事務手続きを行うものとし、その費用は契約額に含むものとする。

８　緊急対応

（１）受注者は、契約期間中は、24 時間緊急対応が可能な体制を整えておかなければならないものとし、契約後直ちに、連絡先を発注者に通知しなければならない。

（２）受注者は、自家用電気工作物に係る不具合等対応の必要が生じた場合には、発注者の要請を受けてから２時間以内に履行場所に保安業務従事者を派遣し、不具合等の原因調査及び、応急措置にあたらなければならない。

（３）受注者は、これら緊急対応に関する費用は、すべて契約金額に含まれるものとする。ただし発生した不具合等内容が業務範囲を超える内容であると判断された場合には、発注者受注者協議のうえ、対応にあたるものとする。

９　支払方法

（１）委託料は、委託期間中の歴月を単位として、毎月末締め翌月払いとする。

（２）受注者は、発注者に契約後速やかに、月次点検９回分と年次点検１回分の契約金額内訳書を提出するものとし、月次点検費用は原則として毎月定額とする。

（３）受注者は、業務完了検査に合格したときは、適法な手続きに従って契約金額の支払いを請求することができる。

（４）発注者は、前項の規定による支払請求があったときは、請求の日から 30 日以内に支払うものとする。ただし、これにより難いときは、45 日以内とする。

10　費用負担等

（１）本業務に係る作業用電源及び、水道は発注者が負担するものとし、これ以外の車両、点検資機材等は、全て受注者の負担とする。

11　点検報告及び業務完了報告

（１）受注者は、点検報告書については実施の都度、速やかにまとめ、発注者に提出するものとする。

12　安全管理

（１）受注者は、本業務の実施にあたり、発注者との連絡体制を密に行い、事故が発生しないよう常に細心の注意を図り、安全管理に努めなければならない。

（２）受注者は、業務にあたり適切な保護具を確実に着用しなければならない。

（３）受注者は、点検時に入切した箇所は必ず現状復旧するものとし、復旧を怠った結果、発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責めを負う。

（４）受注者は、事故が発生したときは、直ちにけが人の救護及び二次災害防止措置を行い、発注者に口答にて報告し、その後、書面により報告しなければならない。

（５）受注者が、発注者の施設、車両又は第三者等に損傷、被害を与えた場合は、受注者の責任と負担において原状復旧しなければならない。原状復旧ができない場合は、その損害を賠償しなければならない。

13　法令等の遵守

（１）受注者は、本業務の実施にあたり、関係する法令・規則等を遵守しなければならない。

14　その他

（１）別表２に記載無き事項についても業務の履行上必要な点検等については、受注者の負担にて実施するものとする。

（２）受注者は、履行場所内では車内を含め、全面禁煙とする。

（３）発注者は、本業務内容について市民等に公表できるものとし、受注者は、これに同意するものとする。

（４）受注者は、委託業務上知り得た秘密事項及び、個人情報を他人に洩らしてはならない。

（５）業務委託契約書、仕様書等に記載無き事項が生じた場合は、逗子市財務規則によるほか、その都度発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。

月別点検項目　　別表１

| 実施項目 | 実施月 | 備考 |
|---|---|---|
| 月次点検 | 令和７年７月～<br>令和８年３月 | ・毎月１回<br>点検日は可能な限り等間隔とする |
| 年次点検 | 年１回<br>発注者受注者<br>にて調整 | ・月次点検項目を含む。<br>・年次点検は施設が休止している日曜日に実施するものとする。<br>・主変電所及び第二変電所内清掃業務を含む。 |

月次点検及び年次点検内容

事業場①　環境クリーンセンター　　別表２

| 電気工作物 | | 点検方法 | 月次点検 | 年次点検 |
|---|---|---|---|---|
| 受電設備　第二受電設備以降の設備を含む | 責任分界となる区分開閉器引込線等（架空電線・支持物ケーブル） | 外観点検 | ○ | ○ |
| | | 絶縁抵抗測定 | | ○※１ |
| | | 区分開閉器動作試験 | | ○※１ |
| | | 保護継電器動作試験 | | ○※１ |
| | | 保護継電器動作特性試験 | | ○ |
| | 断路器 | 外観点検 | ○ | ○ |
| | | 絶縁抵抗測定 | | ○※１ |
| | 遮断器・開閉器 | 外観点検 | ○ | ○ |
| | | 絶縁抵抗測定 | | ○ |
| | | 動作試験 | | ○ |
| | | 内部点検 | | ○ |
| | | 絶縁油の点検・試験 | | ○※３ |
| | 電力ヒューズ | 外観点検 | ○ | ○ |
| | | 絶縁抵抗測定 | | ○ |
| | 計器用変成器 | 外観点検 | ○ | ○ |
| | | 絶縁抵抗測定 | | ○ |
| | 変圧器 | 外観点検 | ○ | ○ |
| | | 絶縁抵抗測定 | | ○ |
| | | 内部点検 | | ○ |
| | | 絶縁油の点検・試験 | | ○※３ |
| | 電力用コンデンサ | 外観点検 | ○ | ○ |
| | | 絶縁抵抗測定 | | ○ |
| | 避雷器 | 外観点検 | ○ | ○ |
| | | 絶縁抵抗測定 | | ○ |
| | 母線 | 外観点検 | ○ | ○ |
| | | 絶縁抵抗測定 | | ○ |
| | その他高圧機器 | 外観点検 | ○ | ○ |
| | | 絶縁抵抗測定 | | ○ |
| | 配電盤制御回路 | 外観点検 | ○ | ○ |
| | | 絶縁抵抗測定 | | ○ |
| | | 保護継電器動作試験 | | ○ |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 受電設備　第二受電設備以降の設備を含む | 配電盤<br>制御回路 | 保護継電器動作特性試験 | | ○ |
| | | 計器校正試験 | | ○ |
| | | 制御回路試験 | | ○ |
| | 受電設備の建物・室、キュービクルの金属箱 | 外観点検 | ○ | ○ |
| | 接地装置 | 外観点検 | ○ | ○ |
| | | 接地抵抗測定 | | ○※２ |
| 配電設備 | 配電線路<br>（架空電線・支持物ケーブル） | 外観点検 | ○ | ○ |
| | | 絶縁抵抗測定 | | ○ |
| | 断路器・遮断器・開閉器・変圧器・計器用変成器・電力コンデンサ・その他高圧機器 | 外観点検 | ○ | ○ |
| | | 絶縁抵抗測定 | | ○ |
| | | 内部点検 | | ○ |
| | | 絶縁油の点検・試験 | | ○※３ |
| | 接地装置 | 外観点検 | ○ | ○ |
| | | 接地抵抗測定 | | ○※２ |
| 非常用発電設備 | 原動機付属装置 | 外観点検 | ○ | ○ |
| | | 始動試験 | ○ | ○ |
| | | 機関保護継電器動作試験 | | ○ |
| | 発電機<br>励磁装置<br>接地装置 | 外観点検 | ○ | ○ |
| | | 絶縁抵抗測定 | | ○ |
| | | 接地抵抗測定 | | ○※２ |
| | 遮断器<br>開閉器<br>配電盤<br>制御装置等 | 外観点検 | ○ | ○ |
| | | 保護継電器動作試験 | | ○ |
| | | 保護継電器動作特性試験 | | ○ |
| | | 制御装置試験 | | ○ |
| | | その他は受電設備に準ずる | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 蓄電池設備 | 本体 | 外観点検 | ○ | ○ |
| | | 液量点検 | ○ | ○ |
| | | 電圧・比重測定 | | ○ |
| | | 液温測定 | | ○ |
| | 充電装置<br>付属装置<br>接地装置 | 外観点検 | ○ | ○ |
| | | 絶縁抵抗測定 | | ○ |
| | | 接地抵抗測定 | | ○※２ |
| 電気使用場所の設備 | 電動機類・電熱装置・電器溶接機・照明装置<br>配線・配線器具・その他機器・接地装置 | 外観点検 | ○ | ○ |
| | | 絶縁抵抗測定 | | ○ |
| | | 接地抵抗測定 | | ○※２ |
| | | 漏洩電流測定 | ○ | ○ |

汎用

１　「外観点検」とは、主に目視点検をすることをいう。

２　「※１」を付した項目は、停電範囲により実施しない範囲がある。

３　「※２」を付した項目は、過去の実績等により、実施しない範囲がある。

４　「※３」を付した、項目はＰＣＢ混入の恐れがある場合は、試験を省略する範囲がある。

５　「漏電電流測定」は、高圧受電配電設備の変圧器のＢ種接地工事の接地線において測定するものとする。

６　変圧器の二次側以降の低圧電路（電気使用場所の設備を含む）と大地との絶縁抵抗測定は、漏洩電流測定記録により代えることができるものとする。

事業場②　容器包装プラスチック中間処理施設

| 電気工作物 | 点検方法 | 月次点検 | 年次点検 |
|---|---|---|---|
| 原動機 | 外観点検 | ○ | ○ |
| | 機関の調整 | ○ | ○ |
| | 潤滑油（温度、圧力、量） | ○ | ○ |
| 発電機 | 外観点検 | ○ | ○ |
| | 始動試験 | | ○ |
| | 絶縁抵抗測定 | | ○ |
| | 接地抵抗測定 | | ○ |
| | 保護装置動作試験 | | ○ |
| | 固定子温度測定 | | ○ |
| | 軸受温度測定 | | ○ |
| | 速度 | | ○ |
| 始動用設備<br>蓄電池 | 外観点検 | ○ | ○ |
| | 浮動充電電圧測定 | | ○ |
| | 蓄電池電圧測定 | ○ | ○ |
| | 絶縁抵抗測定 | | ○ |
| 発電機盤・遮断機 | 電圧、電流値測定 | ○ | ○ |
| | 電力量計測 | ○ | ○ |
| 発電設備全般 | 外観点検 | ○ | ○ |
| | 絶縁抵抗測定 | | ○ |
| 変圧器<br>（旧缶びん選別処理<br>施設内） | 外観点検 | ○ | ○ |
| | 絶縁抵抗測定 | | ○ |
| | 内部点検 | | ○ |
| 遮断器・開閉器 | 外観点検 | ○ | ○ |
| | 絶縁抵抗測定 | | ○ |
| | 動作試験 | | ○ |
| | 内部点検 | | ○ |

汎用

１　「外観点検」とは、主に目視点検をすることをいう。